

## 野生鳥獣肉（いわゆるジビエ）の利活用をめぐる 被害対策上の諸問題

鈴木正嗣<sup>†</sup>（岐阜大学応用生物科学部教授）



### 1 はじめに

近年、野生鳥獣由来の肉（いわゆるジビエ）の利活用にかかわる論議が盛んである。政府は「ジビエ利用拡大に関する対応方針 [1]」を定め、「農林水産省・地域の活性創造本部」の場でこれに言及した [2]。日本獣医師会も、職域総合部会・野生動物対策検討委員会の報告（保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方 [3]）の中で、野生鳥獣肉を食用とする際の「検査実務並びに衛生管理に関わる指導や助言」を獣医師の役割・社会貢献として挙げている。本誌にも「野生動物の食用利用と人獣共通感染症」と題する総説 [4] が掲載された。

もとより野生鳥獣は優れた自然資源（natural resources\*）であり、食糧資源や狩猟資源、観光資源、教育資源等として、消費的あるいは非消費的に世界各国で活用されている [5]。英国では、欧州委員会（EC）の食品衛生規則を踏まえ、資格制度や HACCP システムが導入されている [6, 7]。これらの海外事情を踏まえば、昨今の国内における動きは、野生鳥獣に対する国民の認識を転換し得る注目すべき展開 [8] と位置づけることも可能であろう。

ただし、現在の日本における利活用策の多くが、鳥獣害対策の一環として「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」等により進められている点には留意が必要である。環境省も、被害対策を念頭に「捕獲活動を重点的に推進するとともに、捕獲鳥獣の食肉（ジビエ）等への利活用を推進するための

取組を支援」すると記している [9]。したがって、少なくとも現段階では、野生鳥獣の利活用は鳥獣害軽減のための「手段」と位置づけられ、これを尊重するのであれば被害軽減や地域振興、個体数管理への貢献を第一義としなければならない。

しかし最近になり、上記「第一義」の揺らぎを懸念する声が出始めている。例えば中国新聞では、「誰のためのジビエ振興なのかという、考え方の軸を据えるべきである」との指摘がなされた [10]。朝日新聞デジタルでも、「鳥獣害対策、ジビエ頼みに警鐘／商品化でミスマッチも」と題する記事が掲載されている [11]。著者自身も、2016年に公表した論評 [12] にてほぼ同様の指摘を行った。そこで本論説では、野生鳥獣肉の衛生管理にかかわる獣医師や獣医学研究者に向けた基盤情報として、野生動物管理学的立場からの諸課題をレビューすることとした。

### 2 今の利用拡大策は被害対策や個体数管理策として機能ににくい？

被害管理にかかわる野生動物管理学や農村計画学の分野では、無計画な捕獲では生息数も被害も減らせないことがすでに確認され、被害低減には「侵入防止柵の設置と環境整備とを適切に行うことを前提に、農地に接近してくる個体を重点的に捕獲する」ことが必須とされている [13-15]。すなわち、被害対策としての効果が見込める捕獲とは、「耕作が行われている季節」に「農地周辺」で行われる捕獲ということになる。逆の見方をすれば、冬期に農地から離れた山林で行われる捕獲では、被害低減効果は限定的と判断される。

しかし現在の利活用の現場においては、このような「被害低減効果を期待できない捕獲」ばかりを促進しかねない状況が生じ始めている。その例が、皮下脂肪の厚さを着眼点の一つとして評価する肉質等級制度 [16] である。イノシシの皮下脂肪量は、秋から冬にかけて増加することから、この制度は捕獲活動を冬期へと誘導しかねない。前述の朝日新聞デジタルの記事 [11] は、こ

\*わが国では、natural resources は天然資源と訳されることが多く、化石燃料や鉱物などがイメージされる傾向にある。しかし、本来は生物系の資源をも含む概念であり、魚介類はもとより森林や野生動物もその範疇に入れられている。そのため、ウィスコンシン州立大学など米国の大学の自然資源学部では、水産学や森林科学や野生動物学等の教育課程が設置されている [5]。

<sup>†</sup> 連絡責任者：鈴木正嗣（岐阜大学応用生物科学部野生動物医学研究室）

〒501-1193 岐阜市柳戸1-1 ☎・FAX 058-293-2958 E-mail: mszk@gifu-u.ac.jp

の懸念を指摘したものである。また、侵入防止柵が適切に設置されていない場所では、捕獲自体が困難となることが多い。容易に農地に侵入でき食物を得られるなら、動物は捕獲檻に仕掛けられた餌に誘引されにくくなるためである [14, 15]。このような状況での捕獲は、必然的に農地から離れた場所で行われることになり、やはり被害対策としての効果は薄らぐことになる。

利活用の拡大が、個体数管理の推進に逆行する可能性についても指摘されている。捕獲効率の維持には、対象個体群の警戒心を可能な限り高めぬよう配慮することが必要とされる [14, 17, 18]。しかし、過度の営利目的あるいは目先の需要を満たすための捕獲では、このような配慮を欠く闇雲な捕獲活動が行われがちである。現実には、利活用を積極的に進めてきた長野県では、最近になってシカの捕獲数が減少し、その原因が警戒心の昂進であることが示唆された [19]。さらにこの現象において留意すべきは、シカ肉の調達不足を補うための捕獲活動の広域化 [20] が発生したことである。この状況は、「利活用目的の捕獲の推進」と「警戒心の昂進による捕獲困難地域の拡大」との間で悪循環が生じ得ることを意味する。同様なことが全国的に起これば、環境省と農水省が掲げる「シカ・イノシシの個体数削減目標 [21]」の達成を阻害する要因の一つにもなりかねない。

### 3 獣医師あるいは獣医学研究者としての認識・留意すべきこと

以上、利用拡大策における課題の一部を紹介したが、これは決して利活用の否定を目的とするものではない。むしろ逆に、諸課題を揺籃期に特有の試行錯誤の例と認識し、その解決に向けての「獣医学的観点からの議論の促進」を意図してのことである。冒頭にも述べたとおり野生鳥獣は貴重な自然資源であり、現在の日本は捕獲個体の無駄な廃棄を続けている世界的にも希有な国 [22] であるためだ。では、建設的かつ実効的な議論を進めるに当たり、獣医師として、どのような点に留意すべきであろうか。

最も重要かつ基本的なことは、野生鳥獣を自然資源と捉え、その肉質や歩留まり、供給量等にかかわる地理的・季節的な変動と不安定性を、「自然資源ゆえに避けられぬ特性」と是認することである。家畜と異なり、野生鳥獣では生産量や飼養方法等の管理が不可能なためである。実際に脂肪蓄積量のみを取り上げても、大きな地理的・季節的変異の存在が確認されている [23, 24]。したがって、もし安定供給を目的に広域的かつ通年の調達体制を整えると、今度は肉質の均一性確保との間でトレードオフが生じる可能性がある。

猟銃や罠など、家畜の世界では存在し得ない捕獲・捕殺手段が用いられることを認識し、捕獲・捕殺にかかわ

る十分な現場感覚を備えることも必須である。くくり罠での捕獲により重度な筋損傷が認められる個体や、腹部への被弾により消化管内容物で汚染された個体の存在は決して希なことではない。罠猟免許所持者の数は増加傾向にあり [25]、本州以南の銃猟では巻き狩りが採用されることが多いためである。趣味猟の流儀から脱却できていない捕獲従事者も少なくないことから、野外における安易な内臓摘出や沢水によると体の冷却などを想定した対応・指導が求められる可能性も高い。実際にこれらの処置については、すでに留意を促す報文 [6, 26] やマニュアル [27] が公表されている。

現在の利用拡大策は、安定供給や利用率向上、肉質の均一性確保を優先目標と位置づけ、それを念頭に置く事業が組まれている。もちろん、このような市場性にかかわる検討や施策は不可欠であろう。しかし、前述のとおり野生鳥獣はあくまでも自然資源であり、目標の達成値にはおのずと一定の限界が生じる [12]。加えて、各目標間にはトレードオフとも言える関係すら存在し、衛生面での配慮が軽視されるリスクも否定できない。

獣医師は、これらの限界やトレードオフを認識しやすい立場にあり、場合によっては専門性や社会的責務にもとづき、限界等についての指摘を行う必要が生じるかもしれない。現行施策からすれば対抗勢力と見なされる可能性もあるが、個人的には、このような指摘の社会的浸透と定着こそが、他の被害対策や個体数管理策と整合性の取れた利活用につながると確信している。

### 4 おわりに

以上、私見も含め野生鳥獣肉の利活用策にかかわる課題を概説した。しかし、いずれも決して目新しいものではなく、野生動物管理学や農村計画学の分野ではすでに一般化した論点である。事実、両分野の研究者や実務者等で組織する「野生動物管理全国協議会」からは、利活用の在り方への言及を含む提言 [28] が公表された段階にある。この提言においても、野生鳥獣は自然資源であることを原則に、水産業と同様に個体群動態学にもとづく「資源管理」の発想を導入すべきであることが指摘されている。

一方の獣医学は、食品衛生学や公衆衛生学の観点から野生鳥獣にかかわることになる。産業動物臨床等を通じ畜産業に関与する職域からすれば、被害問題とも無縁とは言えない。しかし少なくとも現時点では、獣医学と野生動物管理学・農村計画学との連携関係は脆弱であり、それゆえ食品衛生面での検討に欠かせない「捕獲・捕殺にかかわる現場感覚」は必ずしも十分に浸透してはいない。捕獲関連の法令や制度に対する理解も、さらに深める必要がある。現在の捕獲活動は、もはや制度的に狩猟という言葉では括ることはできず、登録狩猟、有害鳥獣

捕獲、個体数調整、指定管理鳥獣捕獲等事業に細分化されているためである。ここで留意すべきは、それぞれに対応する捕獲従事者についても、スキルに応じ類別化や階層化が進められている点にある [29]。そのため、(一社)エゾシカ協会は、「捕獲従事者は初期段階の衛生管理分担者」と位置づけた英国の制度 [6, 7] を踏襲する「シカ捕獲認証」を始めている [30]。

野生鳥獣肉の利活用との関わりは、「日本獣医師会・獣医師会活動指針」にも明記された「野生動物保護管理への貢献」を強化する絶好の機会である。この機会を活かすには、関連他分野における成果や見解を的確に把握すると同時に、これら分野の研究者との有機的連携の推進が不可欠と考えられる。本論説を契機に、獣医学と野生動物管理学・農村計画学等との共同研究体制が整うのであれば、著者としては望外の喜びである。

### 参考文献等

- [1] ジビエ利用拡大に関する対応指針, (オンライン), (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/dai21/siryou7.pdf>), (参照 2017-07-31)
- [2] 第 21 回農林水産業・地域の活性創造本部議事要旨, (オンライン), (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/dai21/gijiyousi.pdf>), (参照 2017-07-31)
- [3] 日本獣医師会職域総合部会野生動物対策検討委員会: 保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方, (オンライン), ([http://nichiju.lin.gr.jp/kousyu/pdf/h28\\_06\\_yasei.pdf](http://nichiju.lin.gr.jp/kousyu/pdf/h28_06_yasei.pdf)), (参照 2017-07-31)
- [4] 壁谷英則, 佐藤真伍, 丸山総一: 野生動物の食肉利用と人獣共通感染症, 日獣会誌, 69, 277-283 (2016)
- [5] 鈴木正嗣: 野生動物の価値と利用, 野生動物管理, 羽山伸一, 三浦慎悟, 梶 光一, 鈴木正嗣編, 増補版, 131-142, 文永堂出版, 東京 (2016)
- [6] 松浦友紀子, 伊吾田宏正: 英国の一次処理と資格制度, 獣医畜産新報, 65, 451-454 (2012)
- [7] 鈴木正嗣: 欧州委員会 (EC) の規則に準拠した英国の HACCP モデル, 獣医畜産新報, 65, 455-458 (2012)
- [8] 田中俊徳: シビエ振興の障壁は何か?, 森林環境 2017, 森林環境研究会編著, 46-57, 森林文化協会, 東京 (2017)
- [9] 環境省: 地域における人と自然の関係を見直し, 再構築する取組, 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書, 平成 29 年版, 326-329, (オンライン), (<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h29/html/hj17030202.html>), (参照 2017-07-31)
- [10] 石丸 賢: ジビエ振興「誰のためか」見失うな, 中国新聞・オピニオン, 中国新聞社, 広島 (2016 年 12 月 18 日)
- [11] 小坪 遊, 岩尾真宏: 鳥獣害対策, ジビエ頼みに警鐘商品化でミスマッチも, 朝日新聞デジタル, 朝日新聞社, 東京 (2017 年 5 月 5 日), (オンライン), (<http://www.asahi.com/articles/ASK4Q4WK0K4QULBJ006.html>), (参照 2017-07-31)
- [12] 鈴木正嗣: その資源化と利活用, 本当に鳥獣害として役立ちますか?, 農耕と園芸, 71 (8), 12-16 (2016)
- [13] 小寺祐二: 農作物被害対策としての捕獲, イノシシを獲る, 小寺祐二編著, 41-62, 農山漁村文化協会, 東京 (2011)
- [14] 江口祐輔: 捕獲による対策, 最新の動物行動学に基づいた動物による農作物被害の総合対策, 江口祐輔監修, 62-68, 誠文堂新光社, 東京 (2013)
- [15] 上田弘則: ニホンジカの生態と農作物被害の現状・対策, STOP! 鳥獣害, 18-33, 全国農業会議所, 東京 (2016)
- [16] 和歌山県農林水産部農業生産局畜産課: わかやまジビエ肉質等級制度について, (オンライン), (<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070400/gibie/toukyu.html>), (参照 2017-07-31)
- [17] 伊吾田宏正, 松浦友紀子, 八代田千鶴, 東谷宗光, アンソニー・デニコラ, 鈴木正嗣: ホワイト・バッファロー社における夜間シカ捕獲の訓練プログラム, 哺乳類科学, 57, 103-109 (2017)
- [18] 鈴木正嗣, 八代田千鶴: シカ捕獲事業における体制論と手法論 ~シャープシューティングをめぐる考え方の整理~, 水利科学, 58, 9-20 (2014)
- [19] 辻 隆徳: ニホンジカ捕獲数, 目標に届かない見込み, 朝日新聞デジタル, 朝日新聞社, 東京 (2017 年 2 月 7 日), (オンライン), (<http://www.asahi.com/articles/ASK263W14K26UO0B00C.html>), (参照 2017-07-31)
- [20] ジビエ料理がピンチ シカ肉が足りない! 上伊那・諏訪地域, 日本経済新聞電子版, 日本経済新聞社, 東京 (2016 年 12 月 9 日), (オンライン), ([http://www.nikkei.com/article/DGXLASFB08HGK\\_Z01C16A2L31000/](http://www.nikkei.com/article/DGXLASFB08HGK_Z01C16A2L31000/)), (参照 2017-07-31)
- [21] 環境省, 農水省: 抜本的な鳥獣捕獲強化対策 (平成 25 年 12 月 26 日), (オンライン), (<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort9/kyouka.pdf>), (参照 2017-07-31)
- [22] 鈴木正嗣, 伊吾田宏正, 上野真由美, 荒木良太: シンポジウム「東アジアにおける将来の有蹄類個体群の管理に向けた探求」の記録, 哺乳類科学, 56, 233-239 (2016)
- [23] 高槻成紀, 田戸裕之: ニホンジカの脂肪蓄積における暖地と寒地の比較, 日本生態学会大会講演要旨集 (第 52 回日本生態学会大会大阪大会), (オンライン), ([https://www.jstage.jst.go.jp/article/esj/ESJ52/0/ESJ52\\_0\\_96/\\_article-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/esj/ESJ52/0/ESJ52_0_96/_article-char/ja/)), (参照 2017-07-31)
- [24] 横山真弓, 坂田宏志, 濱崎伸一郎, 三谷雅純, 田中哲夫: 兵庫県におけるニホンジカ個体群の質的評価手法の検討 ~繁殖, 食性, 栄養状態の特性~, 人と自然, 14, 21-31 (2003)
- [25] 環境省: 認定鳥獣捕獲等事業者講習テキスト, (オンライン), (<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/pdf/pdf2-1.pdf>), (参照 2017-07-31)
- [26] 松浦友紀子, 伊吾田宏正, 岡本匡代, 伊吾田順平: 野外で内臓摘出したエゾシカ枝肉の衛生状況, 哺乳類科学, 55, 11-20 (2015)
- [27] 利活用技術指導者育成研修事業検討委員会: 野生鳥獣被害防止マニュアル ~捕獲鳥獣の食肉等利活用 (処理) の手法~, 農林水産省農村振興局監修, 改訂版, (オンライン), (<http://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/manual.html>), (参照 2017-07-31)
- [28] 野生動物管理全国協議会: 野生動物管理全国協議会主催 2017 シンポジウム「野生動物管理の体制と資源の利用



- のあり方を考える」を踏まえた提言, (オンライン), (<http://j-wma.com/wp-content/uploads/2017/07/「野生動物管理の体制と資源的利用のあり方を考える」を踏まえた提言.pdf>), (参照 2017-07-31)
- [29] 鹿児島県環境林務部自然保護課：第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画（計画期間平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日）, (オンライン), ([http://www.pref.kagoshima.jp/ad04/sangyo-rodo/rinsui/shinrin/syuryo/documents/58352\\_20170330170915-1.pdf](http://www.pref.kagoshima.jp/ad04/sangyo-rodo/rinsui/shinrin/syuryo/documents/58352_20170330170915-1.pdf)), (参照 2017-07-31)
- [30] 一般社団法人 エゾシカ協会シカ捕獲認証, (オンライン), (<http://yezodeer.org/DCC/index.html>), (参照 2017-07-31)